

「三重県いじめ防止基本方針」の改定の概要案

はじめに 【記載の修正】

○条例制定及び国の基本方針改定の経緯を踏まえ記載内容を変更

1 本方針の内容

○国の基本方針より、いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、いじめの基本的な考え方等を示すとともに、三重県が実施すべき施策や重大事態への対処等に関する具体的な内容を記載

【記載の修正】

条例第12条記載

○条例制定の目的、基本理念、いじめの基本的な考え方等を示すとともに、三重県が実施すべき施策や重大事態への対処等に関する具体的な内容について記載

2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備した「いじめ防止対策推進法」が成立した経緯を記載

【見出し及び記載の修正】

(1) 三重県いじめ防止条例の目的

○条例第1条記載

(2) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

法第3条の基本理念3項目を記載

【記載の修正】

(2) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

○条例第3条記載

(3) いじめの定義

・ 法第2条の定義を記載

- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

【記載の修正】



(3) いじめの定義

- ・ 定義は、条例第2条により法と同様の定義がなされている旨を記載
- ・ これまで「けんか」がいじめの定義から除かれているが、けんかやふざけあいであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する旨を記載<国方針1>
- ・ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校のいじめ対策組織へ情報共有することは必要となる旨を記載<国方針>

(4) いじめの理解

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる
- ・ 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している
- ・ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要

【削除】



- ・ 条例の基本理念及び条例7条、8条、9条の大人の責務・役割、第10条の児童生徒の役割に集約されていることから、(4) いじめの理解は削除、(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方に整理し統合

(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方**(ア) いじめの防止**

- ・いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築
- ・ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり
- ・いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要

(イ) いじめの早期発見

- ・全ての大人が連携して、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要
- ・学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要

(ウ) いじめへの対処

- ・いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要
- ・家庭や教育委員会等への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要

(エ) 地域や家庭との連携

- ・社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要（PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用）
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築

(オ) 関係機関との連携

- ・関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要
- ・警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要

(カ) 日常の点検と評価

- ・学校におけるいじめ問題の取組は、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要
- ・学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童生徒や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善が必要



・条例の基本理念及び条例7条、8条、9条の大人の責務・役割、第10条の児童生徒の役割に集約されていることから、(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方は内容を整理し記載

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

(新規) 県の責務

- ・ << 条例第5条 >> 記載
- ・ 県は県立学校の設置者として必要な措置を講じること、他の学校の設置者等との連携について記載 (条例第6条)
- ・ 県教育委員会は、県立学校に対して学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行うことを記載 (国方針)

(1) 三重県いじめ防止基本方針の策定

- ・ 法の趣旨を踏まえ設置
- 【削除】** ↓
- ・ 1 本方針の内容に記載したため削除

(2) 三重県いじめ問題対策連絡協議会

- ・ 法の趣旨を踏まえ設置
- 【記載の修正】** ↓
- ・ 三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 (平成26年3月) に基づき設置の旨を記載
条例第14条記載

(3) 三重県教育委員会の附属機関の設置

- ・ 法の趣旨を踏まえ設置
- 【記載の修正】** ↓
- ・ 三重県いじめ対策審議会条例 (平成26年3月) に基づき設置の旨を記載
条例第14条再掲

(4) いじめに関する通報及び相談を受けるための体制の整備 **【削除】**

- ・ 児童生徒や保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう24時間対応可能とするいじめ相談ダイヤル等による相談体制の充実
- ・ 「こどもほっとダイヤル」「少年相談110番」「少年サポートセンター」「子どもの人権110番」「チャイルドラインMIE」等の相談機関についての周知

(5) いじめの未然防止のための方策 **【削除】**

- ・ 児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、道徳教育・人権教育や体験活動等の充実
- ・ 教育活動全体を通して、児童生徒の自主的な活動の推進
- ・ 教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力向上のための研修会の充実

(6) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策 **【削除】**

- ・ 児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え面談等を実施
- ・ いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、教職員が一丸となって取り組み、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関との一層の連携が必要

- ・学校だけでは解決が難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員を含めた「学校問題解決サポートチーム」を派遣し、必要に応じて、弁護士等の専門家と連携した、問題解決に向けた支援
- ・児童生徒の携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、ネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育に注力し、問題のある書き込みを監視・削除する取組

※（４）（５）（６）は削除して、いじめの防止等の対策の基本となる事項として条例で規定している条項を中心に記載する。



（新規）いじめの早期発見のための措置

条例第15条記載

（新規）いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上

○条例第16条の規定に基づき記載

- ・校長及び教員の資質の向上に係る指標（三重県教育委員会策定）に基づき研修の機会を確保
- ・学校だけでは解決が難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員を含めた「学校問題解決サポートチーム」を派遣し、学校に対して指導・助言を行い、必要に応じて、弁護士等の専門家と連携して、問題解決に向け支援することについて記載

（新規）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

○条例第17条の規定に基づき記載

- ・ネットパトロールにより、問題のある書き込みがあれば、委託先業者と連携して削除依頼を行うことを記載
- ・児童生徒を対象とした啓発資料を兼ねたアンケート、保護者を対象にしたネット啓発講座の実施等について記載

（新規）いじめの防止等のための啓発活動

○条例第18条の規定に基づき記載

- ・相談窓口や救済制度の具体について記載
- ・PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、条例の趣旨及び条例に基づく対応に係る広報啓発を充実することを記載（国方針）
- ・いじめ防止強化月間の意義や具体的な取組について記載

（新規）学校相互間の等の連携協力体制の整備

条例第19条記載

4 県立学校及び私立学校が実施するいじめの防止等に関する施策

【タイトル修正】

4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導體制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容
- ・いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意
- ・保護者等地域の方にも参画を求め、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで周知

【記載の修正】

条例第13条記載

○方針を定める意義〈国方針〉

- ・学校基本方針に基づく対応が徹底され、教職員がいじめを抱え込まず、学校がいじめへの対応を組織として一貫した対応とする旨を記載
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒、その保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながることを記載
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながることを記載

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ・組織は、学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが大切

【記載の修正】

○学校いじめ対策組織の意義を追記

- ・特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加することで、より実効的ないじめの問題の解決に資することを期待

○学校いじめ対策組織の構成を追記〈国方針〉

- ・自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成
- ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定
- ・未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織

○学校いじめ対策組織の体制の整備について追記〈国方針〉

- ・的確にいじめ（の疑い）に関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

○学校いじめ対策組織の役割を追記《国方針》

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(ア) いじめの防止

- ・未然防止の基本として、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが大切
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが必要
- ・携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上するために情報モラル教育を推進



【記載の修正及び追記】

- ・条例第7条のいじめの未然防止に関する規定を中心に記載
- ・児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む旨を記載《国方針》
- ・条例第10条の規定に基づき、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があることから、児童生徒が傍観者にならない行動をとる重要性について記載

○学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を記載

《国方針》

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめ
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(イ) 早期発見

- ・教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知
- ・児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、定期的なアンケート調査に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備

【記載の修正】



- ・条例第15条第1項の規定に基づき記載
- ・各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておくこと、アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解する旨を記載《国方針》
- ・学校としての体制整備について学校いじめ防止基本方針において具体方法などを定めることを記載《国方針》

(ウ) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応
- ・被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察に相談・通報

【記載の修正】



- ・条例第7条のいじめに対する措置に関する規定を中心に記載
- ・学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法や条例の規定に違反し得る旨を記載
《国方針》

○いじめの解消要件について記載《国方針》

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処

- ・主に「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月策定 文部科学省）の内容に基づき記載
条例第 20 条記載
- (1) **重大事態とは【記載の追記】**
 - ・児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する旨を追記《国方針》
- (2) **報告（第一報）【修正なし】**
- (3) **調査の組織【記載の修正】**
 - 調査組織の種類《国ガイドライン》
 - ・調査主体は、学校主体となるのか学校の設置者（教育委員会等）が主体になるのかの判断を学校の設置者が行う旨を記載
 - ・教育委員会設置の附属機関において調査する場合
 - ・学校の設置者が第三者委員会を立ち上げる場合
 - ・既存の学校のいじめ対策組織に第三者を加える場合
 - ・学校が第三者委員会を立ち上げる場合
- (4) **調査【記載の修正】**
 - 調査に当たっての留意事項《国ガイドライン》
 - ・調査に当たっては、調査主体、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等を被害児童生徒及び保護者、加害児童生徒及び保護者に事前に説明しておくことを記載
 - ・調査は速やかに実施するとともに、関係資料の散逸防止、情報提供に協力してくれた児童生徒を守ることを記載
 - ・調査等により把握した情報の記録は地方公共団体の文書管理規則等に基づき適切に保存することを記載
 - 児童生徒の自殺という事態が起こった場合《国ガイドライン》
 - ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月 文部科学省）に沿って対応することを記載
 - 不登校重大事態である場合《国ガイドライン》
 - ・「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月策定 文部科学省）に沿って対応することを記載
- (5) **調査結果の提供及び報告【記載の修正】**
 - ・学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針を地方公共団体の長に報告・説明することを記載
 - ・被害児童生徒・保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供することは法律上の義務である旨を記載
 - ・調査結果の公表は特段の支障がない限り公表することが望ましいこと、加害児童生徒・保護者に対して被害児童生徒等に説明した方針に沿って説明することを記載
- (6) **再調査【記載の追記】**
条例第 21 条記載

6 市町教育委員会との連携及び支援

【削除】

- 教職員等を対象とした研修会の開催、市町教育委員会との合同会議の開催により共通理解を図ること、その他必要な助言や情報提供を行うこと、専門家の派遣等の支援をすることなどは、これまでの項目の中で記載してきたため、削除

7 6 その他重要事項

- 県立学校や市町のいじめ防止基本方針の策定について必要に応じて支援するとともに策定状況を確認、公表する。
- 私立が学校については、策定状況を確認し、組織的な取組の支援を行う。

【追記】

条例第 22 条記載

- ・条例第 22 条の規定に基づき、学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力について記載の追記